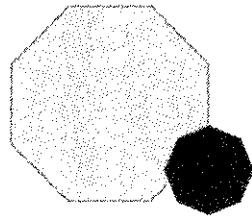


憲法と司法の灯りを 今こそ輝かそう



はじめに

2013年、日弁連も各弁護士会も憲法改悪反対に関するいくつもの宣言決議をあげ、とりわけ国民の知る権利を著しく侵害し、罰則をかけて自由を奪う特定秘密保護法案に対して街頭宣伝も繰り広げて強く反対しました。しかし、多くの国民の声を無視して強行採決がなされ、わが国の民主主義の危機を感じざるを得ませんでした。今年度も憲法・平和・民主主義を守る取り組みは最重要課題です。

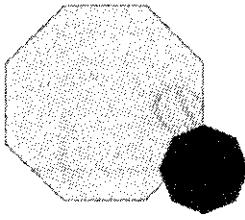
司法改革は、この間の実情を踏まえ、制度の見直しも含む検討をしていく新たな段階に入っています。課題も山積しています。刑事・民事司法改革が大きく動いており、特に取り調べの可視化、証拠開示がどこまで進むか正念場を迎えます。法科大学院の方や統廃合、法曹人口と司法試験（予備試験の方）、修習（給費制も含む）など、いずれも難題を抱えており、弁護士会自身の問題として有効且つ具体的な提言を行うことが求められています。

さらに、原発被害救済の裁判も次々起こされていますが、弁護士会としての支援活動は引き続き重要です。

同時に、弁護士数の増加の下で弁護士の不祥事や懲戒申立、市民窓口への苦情も増加しており、弁護士会として適切な対応が求められ、業務拡大や若手支援、男女共同参画など会内の取り組みを充実させなければなりません。

期成会は、2012年度には「市民の司法アクセスの大幅拡充と会員支援の強化」、2013年には「混迷の時代に司法の灯りを」と題する政策集で詳しい提言をしました。今年度はこれらの提言をふまえ、その後の状況の変化も加味して私たちが取り組むべき政策をとりまとめました。ぜひ、東京弁護士会の会員の皆様にご検討いただき、ご意見をいただければ幸いです。

2014年1月
東京弁護士会・期成会
代表幹事 橋本佳子



もくじ

はじめに

憲法改正を巡る情勢と私たちに求められるもの 2

特定秘密保護法の廃止に向けて 4

原発被害者の十全な救済を 7

法曹養成制度をより実のあるものに 10

弁護士の活動領域の拡大に向けて 12

一層の若手支援を 14

法律相談活動の活性化と拡充を 16

刑事司法改革をやり遂げよう 18

実践刑事弁護活動 20

民事司法改革を抜本的に推進する取り組みを 22

真に子どもの人権を保障する少年司法の実現を 25

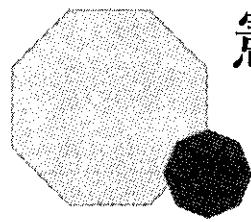
男女共同参画推進基本計画の実現に向けて 27

都市型公設事務所の充実を 29

裁判所立川支部の本庁化・弁護士会多摩支部の本会化にむけて 31

コラム

日比谷ともに法律事務所（並木政一会員） 33



憲法改正を巡る情勢と 私たちに求められるもの

- 1 立憲主義を危うくしかねない憲法改正の動きに反対していこう。
- 2 弁護士会は、解釈改憲を含めた改憲をさせない世論形成に努めよう。

1 憲法改正を巡る情勢

2012年12月の総選挙で自民党、日本維新の会及びみんなの党的改憲勢力 3 党の衆議院議席は 3 分の 2 を超え、総選挙後に成立した安倍内閣は、ここぞ悲願の改憲の絶好機と捉え、改憲へ向けてアクセル全開をし始めた。

だが、この総選挙結果は自民党の325議席獲得という圧勝であったにもかかわらず、比例得票率は27.6%に過ぎず、前回の総選挙の比例得票より0.9%増加したに過ぎなかった。9条の会の活動等の成果もあって、世論調査結果では改憲に反対の声も過半数を超えていた。

安倍内閣は、このような情勢を踏まえて、日本維新の会及びみんなの党的賛同の下、改憲シナリオを憲法の全面改正から96条先行改正に切り替えようとした。しかし、その余りの姑息さゆえ、この96条先行改正論は、世論の猛反発を受けたばかりか、憲法改正論者や自民党の元大物等からも批判を浴びてしまった。

2013年7月の参議院選挙では、自民党こそ大勝したものの、日本維新の会惨敗、みんなの党伸び悩みの結果、改憲3党の獲得した議席は142議席で、3分の2の162議席には及ばなかった。96条先行改正論は勢いを失いつつある。

しかし、これで改憲の動きが停滞しているわけではない。解釈改憲の動きが着々と進められている。安倍内閣の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は、集団的自衛権行使容認の報告書を出すのが既定方針であり、2014年にも上記報告書を受けて安倍内閣は、「国家安全保障基本法の制定」を目指すと考えられている。この基本法は、集団的自衛権の容認、多国籍軍や有志連合による武力行使への参加、軍事法制の整備、安全保障政策遂行を最優先事項とする教育をはじめとした各分野への介入等を内容とするもので、事実上立法に

よって憲法改正をするに等しいものである。

そして、この基本法を制定するための布石は着々と打たれている。集団的自衛権容認のための障害となっている内閣法制局の変質を図って内閣法制局長官を交代させた。アメリカとともにに戦争ができる国家にするための国家安全保障会議（日本版NSC）設置法および特定秘密保護法が成立した。とりわけ特定秘密保護法は、国政のあらゆる情報を国民の目から隠ぺいして国民の知る権利を侵すものと言わざるを得ない。

情勢は極めて切迫している。

2 自民党の日本国憲法改正草案の問題点

自民党の日本国憲法改正草案（以下、単に草案という）については、目に付くだけでも以下の5つの重大な問題点を指摘することができる。

① 立憲主義の揺らぎ

草案は、権力者の権限の行使を制限するための憲法を国民統合規範として捉えようとしている。これは立憲主義の放棄を宣言するに等しい。

② 天皇の元首化と民主主義の退潮

現憲法では、天皇は主権の存する国民の総意に基づくとされているのに対して、草案は「日本国が…天皇を戴く国家である」としており、天皇の位置づけが全く逆転している。

③ 戦争をしない国から戦争をする国へ

国防軍の保持を明示して、現憲法の「戦力の不保持」「交戦権の否認」を骨抜きにしている。

④ 硬性憲法から軟性憲法へ

草案は、憲法改正手続きの要件を緩和し、改正を容易にしている。

⑤ 基本人権の保障に後ろ向きで義務拡大に前のめり

新たに保障しようとしている権利はない

が、国民の義務は飛躍的に拡大されている。草案には、このような見逃すことのできない問題点が山積している。

それだけに、96条改正先行論が憲法改正論者からも批判を受け勢いを失っているからと言って、安心することはできない。安保法制懇の委員北岡伸一国際大学学長は、「今後の2～3年の間に熟慮と合議を積み重ね、2016年の参議院選の前に、(改憲案を)国会の発議にもついたらどうだろうか。そして16年には衆参同時選挙を行い、同時に国民投票を行うのである」

(日経2013年7月1日刊)と発言しているからである。

他方において、草案は、以下のような重大な弱点を抱えている。

その1つ目は、立憲主義まで否定しかねないアカロニズムは、およそ世界の先進国では見られないものであるという点であり、その2つ目は、アメリカは、日本の軍事的役割拡大を要求しつつも、他方で、日米同盟が中国への敵対姿勢を強めているとの印象を与えたくないと考えている点である。

私たちは、草案のこれら弱点を踏まえて、憲法改正反対の世論を盛り上げる必要がある。

3 弁護士会の課題

日弁連では、2013年10月3日の第56回人権大会で「なぜ、今『国防軍』なのか—日本国憲法における安全保障と人権保障を考える」と題してシンポジウムを行い、「立憲主義の見地から憲法改正発議要件の緩和に反対する決議」「恒久平和主義、基本的人権の意義を確認し、『国防軍』の創設に反対する決議」を行った。

東弁では、2013年6月11日に「憲法96条の改正に反対する会長声明」を、同年9月18日に「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認と国家安全基本法案の国会提出に反対する声明」を、同年10月28日に「特定秘密法案の閣議決定に抗議する会長声明」を、それぞれ発表して、憲法改正、解釈改憲の動きに警鐘を鳴らしてきた。

同年10月31日には、「憲法『改正』の動きの先にあるものとは?—『靖国』問題と自民党憲法改正草案から考える」と題して、また、同年11月25日には、「だれのための秘密保護法案か!?'と題して、それぞれシンポジウムを行って、憲法改正及びそれに繋がる法案の危険性を訴えるための活動を行ってきた。

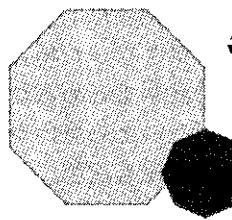
憲法改正国民投票においては18歳以上に投票権が与えられる。仮に国民投票となった場合に国民一人一人が自分なりの考えをまとめるための基本原理を身に付けて貰いたいとの思いから始めた中高生向けの憲法出前講座も次第に定着しつつある。この講座では、「法律は国民を縛るもの。憲法は国のリーダーを縛るもの。」というエッセンスを最低限理解してもらうことが心掛けられている。憲法改正を巡る切迫した情勢と切り結ぶため、出前講座の講師用テキスト「憲法出前講座シナリオ集」(仮称)の出版準備も進められつつある。

今ほど日本国憲法がその存続の危機に見舞われることはなかった。未曾有の危機に当たって、日弁連を先頭に東弁は、解釈改憲を含めた改憲をさせない世論形成に努めなければならない。

4 私たちの課題

期成会では、2013年10月28日、自民党の日本国憲法改正草案についての研究討論集会を開催した。起草委員の柴山昌彦衆議院議員と青井未帆学習院大教授のお二人の講師を招いて、「集団的自衛権」「国防軍」「天賦人権説を改めて人権規定を國の歴史、文化、伝統を踏まえたものにすること」「公益及び公共の秩序」等について研究討論を行い、問題点を掘り下げてきた。

基本的人権の擁護の課題に取り組む会員が多い期成会にとって、今は正念場と言うことができよう。会員各自が、それぞれの持ち場で日本国憲法的価値観を広げていく努力が切に求められている。



特定秘密保護法の 廃止に向けて

1 はじめに

2013年12月6日、政権与党の強行採決により「特定秘密の保護に関する法律」（以下「本法」という）が成立した。

本法は、戦後日本国憲法のもとでまがりなりにも培われてきた「国民のための国」を「国（政府・官僚・財界等）のための国」にするために、国が情報を秘密として独占し重罰をもって国政に対する批判を封じるものであり、日本国憲法の basic principle (國民主權, 基本人權の尊重, 平和主義, そして三權分立) を根本から否定し、国民を「由らしむべし知らしむべからず」の状態に陥れ、その人権を侵害し、国民ばかりか国会議員・裁判官をも国家（政府・官僚など）の管理とその方針に従わせ、わが国をアメリカ軍の下で戦争のできる国にしようとするものである。

本法は、既に廃案となった1985年の国家秘密法案（スパイ防止法案）、本法の前身である秘密保全法案以上の稀代の悪法、違憲の法であり、本法は直ちに廃止されるべきである。

2 立法事実の不存在

我が国には国家公務員法、自衛隊法、MDA秘密保護法、刑事特別法など国家秘密保護のための個別法が存在し、これまでこれらの法律によって国家秘密漏えいに対処してきた。過去の処罰例を見ると、秘密保全法制検討のための有識者会議（2011年1月に政府が設置）で挙げられた過去の情報漏えい事案7件のうち、実刑1件（懲役10月）、執行猶予1件であり、他の事件は不起訴で終わっている。本法立法化の契機となったとされる尖閣沖漁船衝突事件のビデオ映像のインターネット流出事件についても不起訴処分として処理されている。現行法によって情報（秘密）は守られており、本法に立法事実は存在しない。

3 「特定秘密」の無限増殖と 60年に及ぶ秘密保護 ～権力は腐敗する

本法は、①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ活動）防止、④テロ活動防止の4分野を特定秘密の対象範囲とし、別表で秘密指定の対象となる項目を挙げている。しかし、特定秘密の対象が抽象的で曖昧なため、指定権者である行政機関の長（政府）による恣意的な特定秘密の指定が十分可能である。しかも、本法は特定秘密指定についてチェックする体制や方策を全く講じていない。加えて、本法は特定秘密指定の有効期間を5年と定めているが、その更新回数に制限はない。また、指定期間が30年を超える場合は内閣の承認を要するとしているが、内閣の承認は指定延長の歯止めとはなりえない。修正で最大60年という制限が加えられたが、国民の監視や批判の役に立たぬ無意味な修正である。

したがって、失政隠蔽のため、あるいは私腹を肥やすための特定秘密指定も、秘密のうちに大っぴらにできるのであり、本法により政府・官僚は確実に腐敗する。

4 刑罰による国民の知る権利、 表現の自由の侵害 ～国民主権・民主主義の崩壊

本法は、主権者である国民が特定秘密について知る権利を行使するための行為に重罰を科し、知る権利の行使を犯罪とする。

特定秘密の取扱者による特定秘密の故意の漏洩（内部告発も含まれる）、特定取得行為（未遂处罚もあり、不正・不当行為も处罚対象で国民が特定秘密に接近すること自体を处罚。報道関係者も対象）は懲役10年以下であるが、これは自衛隊法の5年以下の2倍、国家公務員法の1年以下の10倍に相当する重罰である。しかも、本法は、過失による情報漏えいも处罚の対象とし、さらに未遂、共謀、独立教唆、煽動も处罚の対象とする。その濫用の危険性が極めて高いことは数多くの過去の冤罪事件が明確に教えて

いる。

国民主権と民主主義の根幹をなす国民の知る権利と表現の自由を刑罰をもって否定し排除する本法の違憲性は明らかであり、その行く末は国民主権と民主主義の崩壊である。

5 罪刑法定主義の否定

前記のとおり本法には立法事実がなく、国民には処罰の対象となる特定秘密が秘密とされている。そして、その秘密かどうか分からぬ特定秘密情報を欺罔、暴行、脅迫、窃取、施設への侵入、不正アクセス、特定秘密保有者の管理侵害等の特定取得行為により取得した場合には懲役10年以下で処罰されることになるが、管理侵害以外の取得行為は現行法で十分に処罰できるものである。そして、特定秘密保有者の管理侵害（報道機関の取材活動との関係で最も問題となるところである）については、その定義と具体的な行為の内容や範囲が全く不明である。政府説明では、沖縄返還密約に関する西山事件も本法の特定取得行為に該当するという。

本法は、国家による刑罰権の行使から国民の基本的人権を擁護する極めて重要な人権原則である罪刑法定主義を否定するものである。

6 適正評価制度によるプライバシー侵害

適正評価に関する調査事項には、スパイ活動・テロ活動関係や犯罪・懲役の経歴、情報取扱者としての非違、薬物濫用とその影響、精神疾患、信用情報など、他人に知られたくない個人情報、センシティブ情報等が多く含まれており、被調査者のプライバシーを明白に侵害するものである。また、その調査対象は、職場の同僚、親族や友人等にも及んでおり、これらの者のプライバシーも侵害されることになる。

他方、数々の過去の秘密漏えい事件は、一時点における適正評価という主観的側面に特化した情報の人的管理が誤りであり、眞の情報漏えい防止策は、情報漏えい防止のための十全なる客観的な物的そして人的な管理体制の構築にあることを教えている。

7 裁判では～特定秘密は裁判所も拘束

本法の違反による刑事裁判については、外形立証で足りるとかインカメラが導入されるなどと言われているが、どのように行われるのか不

明である。当然のことながら、起訴から判決に至るまで公判廷で当該秘密が明らかにされることはなく、被告人の防御権、弁護人の弁護権の侵害はもちろん、被告人はなぜ処罰されたのかということに関する被告人、弁護人そして国民の知る権利も侵害されるのである。

ことは刑事裁判に限らない。裁判（特に行政裁判が問題となろう）において、裁判所が情報提供を求めるに國は特定秘密を理由にその提供を拒否できるのであり、また、特定秘密を提供された裁判官は特定秘密知得者としてこれを漏洩すれば懲役5年以下に処せられるのである。今でもそうであるが、本法によって司法が行政に屈服することになるのは必至である。

8 国会では

～國權の最高機関から行政の下僕に

本法は、特定秘密の国会への提供について厳格な要件を課し、その提供先を秘密会に限定している。すなわち、国会が特定秘密やこれに関連する政策等について審議できるか否かは全て行政機関の長（政府）の判断に委ねられ、国政調査権もその例外ではない。特定秘密の提供を受ける国会議員の範囲は極端に制限され、その審議も秘密会で行われることになる。しかも国会議員も特定秘密知得者として懲役5年以下の処罰の対象であり、同僚議員や秘書、支援者等に特定秘密や秘密会での審議状況を知らせれば処罰されることになるのである。

国政にかかる事項について国民の代表である国会議員が公開の場で議論し、その内容を広く国民に知らせてゆくというのが国民主権・民主主義の大原則である。特定秘密に関する議論も例外ではない。重罰をもってこれを規制する本法は議会制民主主義を根本から否定するものである。

9 本法の由来～アメリカとの軍事情報の保全、そして戦争のできる国に

本法は、2007年8月のアメリカと我が国とのG S O M I A（軍事情報包括保護協定）の締結（その中で秘密軍事情報保護のための同情報取扱者の秘密保持義務が要求されている）に由来するものであるが、政府（当時は自民党）は、これを契機に懸案の国家秘密保護法制を作るべく動き出したのである。その過程で、火事場泥棒のごとくアメリカとの秘密軍事情報以外の広

範な情報を特定秘密として国民の目から隠匿しようとして出来上がったのが本法である。

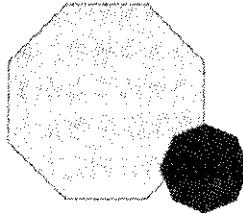
本法の由来と、自民党の憲法改正草案、国家安全保障会議（日本版N S C）設置法、国家安全保障基本法案、そして本法という安倍政権が成立を目論む改憲案と法・法案は、確実に我が国を戦争のできる国に造り変えるものと言わざるをえない。

10 終わりに

国民主権・民主主義に必要不可欠なものは政府・行政の情報公開である。また、国民の知る権利・表現の自由の保障、罪刑法定主義等は基本的人権の最も重要な要の一つである。そして、軍事・防衛・外交に関する情報は平和の実現のために国民にとって不可欠な情報である。

本法は、日本国憲法の基本原理である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を踏みにじり、国会・司法を行政（政府・官僚）の支配下に置き憲法の三権分立をも侵害するもので、これまで培ってきた日本国憲法のもとでの上記の国家体制の破壊である。

本法は直ちに廃止されなければならない。



原発被害者の十全な救済を

1 はじめに

2011年3月11日に東京電力福島第一原子力発電所における原発事故（以下、「本件事故」という。）が発生してから、既に約2年10か月が経過した。

しかし、今なお、約5万人の福島県民が県外での避難生活を強いられており、福島県内に避難している被害者数は9万人弱も存在しているという状態にある。

空間被爆線量年間1ミリシーベルトを目標として国や市町村が行うとされている除染は、未だ実施の見通しの立たない地域があり、除染計画が立てられた地域でも2年以上も除染完了見込時期が遅れている。このため被害地のインフラの復旧は進まず、医療、教育、福祉施設等の機能回復の遅れのために、特に子育て世帯は元の住居に戻りたくても戻ることができず、多くの被害者世帯で世帯内別離の状態が生じている。

帰還の目処も立たない被害者らは、生活基盤を根こそぎ奪われ、経済的にも精神的にも困難な状況に置かれたままであり、福島県内やその他の放射能汚染が懸念される地域から避難した人々や同地域にとどまって生活している人々も、放射線被曝の危険性と向き合い、様々な損害や不自由な生活に苦しみながらの生活を強いられ続けているのである。

このような現状にある被害者に生じている様々な損害は、一刻も早く、完全に賠償されることが必要であり、発生した被害の完全な原状回復の障害となっている事由の法的な問題点の抽出と改善策の策定に、今までにも増して注力していくことが求められている。

2 消滅時効特例法の成立

2013年12月4日に、消滅時効特例法が成立した。同法により、「特定原子力損害」に係る損害賠償請求権に関する民法724条の規定の適用につき、同条において3年間とされている消滅時効の期間は10年に延長され、同条の除斥期間については事故時からではなく「損害が生じた

時から20年」とされた。しかしながら、同法は、あくまでも本件事故による損害賠償請求権行使の期間を確保したものにすぎず、完全な被害救済の現実化、具体化は今後の課題である。被害者が被った全ての被害の適切な賠償を実現するための対策を講じていくべきである。また、同法の特定原子力損害に係る損害賠償請求権は、本件事故を原因とする国に対する損害賠償請求権が含まれていない。本件事故の実態と原因が十分に解明されていない状況で、事故の発生と被害の拡大に関する国の責任追究を時効を理由として不可能とされることがなきよう、必要な法的措置を講じることが引き続き検討されるべきである。

3 住宅確保に係る損害の賠償

原子力損害賠償紛争審査会は、2013年12月26日に、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）を策定した。

(1) 同指針は、帰還困難区域等の移住または長期避難（移住等）が必要と認められる地域に居住用の住宅と宅地を所有していた避難者に対して、①「住宅取得のために実際に発生した費用と本件事故時に所有していた住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額」、②「宅地取得のために実際に発生した費用と事故時に所有していた宅地の事故前価値との差額」、③「①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用」が賠償すべき損害と認められるとしている。

かかる「住宅確保に係る損害」を賠償すべきとする考え方は、被害者の生活再建に資するものとして評価し得るものであるが、なお、これにより完全な原状回復、生活基盤の回復が実現し得るかについて、被害者の個別具体的な事情に即した検討がなされる必要がある。

特に、②の宅地に関する賠償について「所

有していた宅地面積が400m²以上の場合には当該宅地の400m²相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積（当面250m²を目安）以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積（同上）に福島県都市部の平均宅地単価（当面38,000円/m²を目安）を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。」としている点については、その賠償基準によって被害者が事故前と同等の生活基盤を回復し得ない場合が生ずる可能性が存在する。被害者が移住等を希望する地域は、従前の住居がある地域に比して地価単価の高い都市部にある場合が多く、しかも移住等を希望する地域は、福島県内の都市部に限られておらず、また福島県内の都市部に限定される合理的な理由もないからである。

また、①の本件事故時に所有していた住宅の事故前価値については、その価値を適正に評価する基準が策定される必要がある。指針は、財物賠償と住宅確保に係る損害と合わせて元の住宅の新築価格の8~10割までを賠償するとしているが、建築後に年数が経過し、増改築やリフォームを行った住宅の新築価格を適正に評価する基準なくしては、指針が示した被害者の生活再建のための賠償は実現されないからである。

(2) 同指針は、上記(1)の賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等をすることが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した上記(1)の①、③の費用並びに上記(1)の②の金額の75%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められるとする。

この居住制限区域及び避難指示解除準備区域の被害者の住宅確保に係る損害の賠償については、「移住等をすることが合理的であると認められる者」の基準の明確化、具体化が必要である。

指針の備考は、「例えば、帰還しても営業再開や就労の見通しが立たないため避難指示の解除前に新しい生活を始めることが合理的と認められる場合、現在受けている医療・介

護が中断等されることにより帰還が本人や家族の医療・介護に悪影響を与える場合、避難先における生活環境を変化させることが子供の心身に悪影響を与える場合等が考えられる。」としているが、かかる場合に限定されることなく、移住等の合理性が適正に判断されるべきである。特に、国が空間被爆線量年間1ミリシーベルトを目標として除染を実施するとしていること、我が国の労災認定基準や放射線管理区域も年間5ミリシーベルトが基準とされていることに鑑みて、被害者の従前の住居およびその周囲の環境の放射線量とその健康への影響をも考慮した上で移住等の合理性が認められるべきである。

また、指針の備考は、「宅地取得のために実際に発生した費用と事故時に所有していた宅地の事故前価値との差額」の「75%に相当する費用」を賠償すべき損害とした理由として、「避難指示の解除等により土地の価値が回復し得ることを考慮した」としている。しかしながら、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の宅地の価値が避難指示の解除等により回復するか否かについては定かではない。その区域指定の解除後の宅地の価値回復状況を検証することなく、「75%に相当する費用」のみの賠償で打ち切ることがあってはならない。

4 農地、山林の賠償基準

2013年12月、東京電力は農地の賠償基準を策定したとし、その賠償に関する請求書面を被害者に送付することを開始している。しかし、その賠償の基準は客観的に明確にされておらず、請求書の提出後に東京電力からの通知を受けてはじめて賠償予定額が分かるという不透明なものである。これでは、いかなる賠償額が適切であるかの検証が不可能である。原子力損害賠償紛争審査会及び原子力損害賠償紛争解決センターは、農地の賠償に関する適正な基準を早期に策定るべきである。

また、山林の賠償基準については、東京電力も審査会及びセンターも、その基準の策定を行うことさえできていない。この点についても適正な賠償基準が早期に策定される必要がある。

5 その他の課題

以上に指摘した他に、中間指針第四次追補が

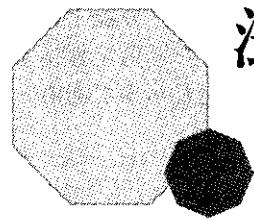
示した帰還困難区域等の移住等が必要と認められる地域に居住していた被害者に対する「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害」としての慰謝料額1000万円の妥当性の評価、中間指針第四次追補が移住等が必要と認めなかった地域のコミュニティ喪失に関する損害の評価、さらには、中間指針が定めた月10万円という低額な避難に伴う日常生活阻害慰謝料の増額を認めるべき基準の確立や旧緊急時避難準備区域の慰謝料等の賠償終期の延長の問題、避難指示区域外からの避難者や同区域内に滞在している被害者の完全な賠償の実現等、個々の賠償項目ごとに解決される必要がある課題は山積している。

しかし、それらの課題を解決する場として期待されている原子力損害賠償紛争解決センターの限界が顕在化しつつある。センターへの申立てから和解案提示まで長期間を要する事態は徐々に改善はされているが未だ不十分である。また、センターは、未だ農地、山林の賠償の和解基準を示しておらず、コミュニティ喪失に関する慰謝料請求等の中間指針に示されていない損害項目についてはその判断を示さない対応を続けている。さらには、センターにより提示される和解案は、清算条項を付さない代わりに決して被害者が十分な満足が得られるレベルには達していない状況が続いていることは深刻な事態である。

中間指針四次追補は、「本審査会の指針において示されなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる。また、本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。」としている。センターには、様々な損害項目について、指針での言及の有無、その内容に関わらず、個別具体的な事情に応じて、適正な賠償額の算定基準を明示し、それを積み重ねることによって賠償額の基準を示すことが求められているはずである。

かかるセンターの現状をうけて、被害者は、被害の完全な賠償を得るために、東京電力や国を被告として民事訴訟を提訴することを強いられることになる。今後は、益々、その提訴の必

要性が増大していくはずであり、弁護士及び弁護士会は、民事訴訟での適正な賠償を獲得するための活動に精力的に取り組むべきである。



法曹養成制度を より実のあるものに

1 法曹養成制度改革の現状

2013年9月、政府において法曹養成制度改革推進会議が開催され、その決定に基づき法曹養成制度改革顧問会議（以下、「顧問会議」という）が開催されることとなり、同時に内閣官房に法曹養成制度改革推進室（以下、「推進室」という）が設置された。

顧問会議には、元日弁連会長の宮崎誠弁護士が顧問として参加し、推進室には日弁連から2名の弁護士が派遣され、そのうち1名は期成会の中西会員である。

顧問会議は、推進室から検討状況の報告を受け、意見交換を行いながら審議し、推進室長に意見を述べることを任務とし、推進室は、顧問会議の議論及びその助言を機動的に得つつ施策の検討を行うものとされている。

2013年7月16日の法曹養成制度関係閣僚会議決定は、この推進室・顧問会議に対し、第1に、法曹有資格者の活動領域の拡大の検討、第2に、法曹人口について現状に基づく調査を実施して検討することを求めている。

そして第3に、法曹養成制度に関して、先ず法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度自体を維持することを明確にした上で、①法科大学院については、組織見直しを促進するための公的支援の見直しを強化し、あるいは一定期間内に改善されない法科大学院に対する法的措置を設けること、教育の質の保証の観点から、法科大学院全体で共通して行う共通到達度確認試験を導入することなどの方針を示すとともに、推進室において法的措置の具体的制度設計や共通到達度確認試験の制度設計を行うことを求め、②司法試験については、受験回数制限を5年5回に緩和し、短答試験科目を憲・民・刑の3科目に限定する方針を示すとともに、推進室において更なる試験科目の削減と予備試験のあり方を検討するよう求めている。

③司法修習については、最高裁の司法修習委員会と連携して、運用面や制度面の更なる充実策を検討するよう求めた。また、修習生に対する

経済的支援については貸与制を前提としていくつか提言した。

2 司法修習について

（1） 噴緊の課題…導入的集合修習の創設

上記のとおり、推進室・顧問会議に求められている課題の内、現在の焦眉のものは司法修習に関する導入的集合修習の創設である。

司法修習が1年になり、現在はいきなり分野別実務修習から開始され、8ヶ月ないし10ヶ月の後、初めて研修所における集合修習が行われている。

この間、新制度下の修習生について様々な評価があるところ、東京弁護士会は、法曹養成制度改革実現協議会の中に司法修習制度検討部会という修習問題を検討するための組織を設け、そこで65期の修習修了者からのヒアリング、旧修習と新修習を経験した2006年度の元民事弁護教官及び元刑事弁護教官からのヒアリングをそれぞれ行った。

ここで明らかになったことは、現在の法科大学院での教育内容ではいきなり分野別修習という実務修習に入っていくには不十分であり、例えば、法律文書が書けない、事実認定の仕方が分かっていない、実体法の理解が不十分である等という指摘があった。

これらの指摘がすべての修習生が妥当するということではないが、人数が増えたこと、期間が短くなったこと、法律文書を書く訓練の機会がないことなどの理由により、上記のような点が目立つことになっていると思われる。

現在、68期修習生から和光の研修所における全員を集めた導入的集合修習が合意されている。平日15日間という弁護士会が従前求めていた期間よりは短いものの、一定の日数を確保したと評価するべきである。その具体的な内容を更に詰める必要がある。その際の視点は、修習生が分野別修習に入ったとき、より充実した修習ができるための条件を整えるということである。

(2) 今後の課題…修習の充実

以上のような状況の中で、司法修習をどのように充実させ、実のあるものにしていくかが大きな課題である。

弁護士・弁護士会としては、実務修習としての弁護修習の充実を図り、実務修習をより実のあるものにするための導入的集合修習はいかにあるべきかを議論し、その結果を推進室や顧問会議に示していくべきである。

同時に、弁護士会独自の課題としては、十分な数の質のよい個別指導担当弁護士の確保がある。司法修習委員会が個別指導担当者を依頼する苦労は大変なものがあるが、そのような苦労にもかかわらず、東京においては、かなりの質の差が担当者によってあることも事実である。現在の基準では弁護士経験7年以上の会員に指導担当者としての資格がある。修習生に十分な指導をするためには一定程度のキャリアが必要であるが、20年前後である40期代の会員がより積極的に指導担当を引き受けすることが求められる。

3 法科大学院・司法試験・予備試験

法科大学院については、2014年の試験結果によって、2015年度からの補助金削減が具体的にスタートする。2013年度の結果においても、例えば50名以上の合格者を輩出しているのは、9校の法科大学院と予備試験合格者で合計1241名・全体の60.5%を占め、他方合格者5名以下の法科大学院が28校ある。合格率で見ると、全体の平均合格率である26.77%以上の合格率を上げているのは14校の法科大学院と予備試験合格者合計で1372名・全体の66.96パーセントを占め、他方、平均合格率の半分である13.38パーセントに合格率が満たない法科大学院が33校であった。

このような法科大学院間格差をどのように修正し、また、限りある財源・人材を効果的に使用するかという観点からの法科大学院の廃止・統合を、適正配置や多様性の確保という要請を踏まえつつ、早期に実現する必要がある。

司法試験については、受験機会の5年5回への緩和、短答式試験の憲・民・刑3科目への削減が決定しているが、論文試験における選択科目の削減という提案については、多様性の確保の視点から反対すべきであろう。

予備試験については、その制度本来の趣旨に鑑み、また、プロセスとしての法曹養成制度を堅持し、その中核である法科大学院の更なる充実を目指す以上、受験資格の制限の設定を検討するとともに、短答式試験科目の削減方針には反対すべきである。

4 給費制について

現在の状況は単に給費制の復活を唱えても、実現は難しい。修習生の修習実態を検討する中で、やはり給費を出すべきだという論理が必要であると思われる。

弁護士の活動領域の拡大に向けて

1 活動領域の拡大の重要性

司法制度改革審議会意見書は、法の支配を全国あまねく実現するために、その手段として、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘した。しかし、意見書から10年以上を経過するも、この分野の広がりはいまだ限定的であり、思った成果は上がっていない。

司法改革の柱は、国民の司法参加と司法へのアクセスの拡大とともに上記の点にあり、意見書が求めた法曹有資格者の大幅な拡大も、社会の受け皿があつてこそ初めて可能である。しかし、この分野が司法改革の中で立ち遅れているため、特に法曹人口問題、ロースクールを初めとする法曹養成過程で様々な歪が生じている。

こうした問題を解決すべく、2013年に法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえて、新たな検討体制がスタートし、法務省内には「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が設けられ検討が進められてきた。この分野における本格的な検討がやっと始まったといえよう。数々の改革に取り組んだ司法改革のうち法曹養成改革の最終段階は、まさにこの分野での取り組みの成否にかかっている。

2 企業の分野

企業の分野では、法曹有資格者の採用数がここ数年急増している。企業法務の役割の重要性の増大を背景として、専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、事案の始めから終わりまで一貫して関与させて解決するメリットが浸透していることによる。案件のすべてが社内弁護士らの有資格者で解決されるのではなく、实际上も、社外の各分野の専門有資格者との連携も必要とされている。会社のコンプライアンスを高めていくためにも、また弁護士の業務の観点からも、法曹有資格者が企業に採用されてゆくことは必要である。

3 国家公務員の分野

国家公務員の分野では、採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者が採用されてきた。今後とも、この分野における拡大を図ってゆくことは必要である。しかし、現状を見れば期待されている人材が適時、適切に就任しているとは言えない。一時的であっても一定年限、弁護士業務を停止し、再び復帰することには困難が伴う。法律事務所が意識的に任期付公務員となる者を雇用、育成し、復帰を受け入れることがスムーズにできるよう、弁護士会がバックアップしてゆく制度・方策を整えてゆくことが必要である。

4 地方自治体の分野

地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増え始めているものの、まだ緒についたばかりである。しかし、地方分権改革に伴い、自治体業務において法的な対応が必要となる場面は増えてゆく。日本社会では身近な行政への信頼度が高いものの、法を通じての行政事務の透明化はまだ不十分であるし、こうした視点での権利保障的な行政サービスを 국민に提供することは大切になってゆくだろう。さらに、行政分野の法を通じての透明化は、社会・民間の透明化にも影響して行くはずである。その意味で、地方自治体の分野に法曹有資格者が採用されることは重要であり、また、地方行政の中は下記のとおり身近な法律事務の宝庫といってよい。

自治体内部においては、いじめ防止条例、犯罪被害者支援条例、被災地復興支援条例作成などの関与の他に、多様な政策策定への関与、職員の職務執行上の相談、職員の法務能力の育成、養成などが求められており、また、学校、労働基準監督署、警察、消費生活センター、地域包括支援センター等の公共機関にも、常勤、非常勤の任期制として採用されてゆくことが必要である。

また、その中で発生する具体的な問題は、弁

護士会の法律相談業務とも連携が可能になってゆき、結果として、弁護士業務にも資することになる。なお、採用にあたっては、すでに一部で行われているように、法テラスのスタッフ弁護士との連携も必要である。

5 法曹養成過程での関与を

企業の分野であれ、国家公務員や地方自治体の分野であれ、法曹有資格者の関与を拡大するためには、弁護士になってからではなく、当初の法曹養成過程から関わりを作ることが必要である。

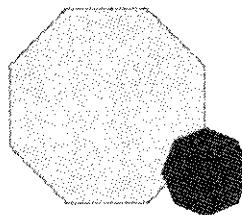
法曹を志す者がどの分野で自分の能力を生かすのかの判断材料を提供するためにも、また、採用側の人物評価や採用マッチングを円滑に行うためにも、一部のロースクールで行われているエクスターんシップや司法修習生の実務期間での選択修習、合格時から研修所に入所するまでの間などにおいて、研修生などとして関わる機会を持つことが求められ、またその機会を増やしてゆくことが求められる。

6 弁護士自治の堅持を

活動領域の拡大は、法曹有資格者の数の増大とともに活動の多様性、法曹像の拡散をもたらし、おのずと弁護士自治との摩擦を生じさせかねない。しかし、弁護士自治を堅持しながら押し進めてゆくことの重要性は疑いがなく、弁護士自治を堅持しつつ活動領域の拡大を進めるための弁護士会内部の体制（支援委員会の設置、会費、公益活動の在り方等）を整備することが必要である。

7 おわりに

活動領域の拡大は、いずれにしても緒についたばかりである。しかし、この課題には果敢に臨むべきである。弁護士がいかに役に立つかの「検証」、弁護士がいかに役立つかの「実証」（パイロット事業の実施）、弁護士がいかに役立つかの「広報」を、障害要因（採用側、弁護士側）の分析と並行して進めてゆかねばならない。



一層の若手支援を

1 若手支援制度の意義

(1) 若手会員について一般的に指摘されるところとしては、司法修習における期間の短縮、人数の増加、従来型の導入的前期修習の廃止などにより、同期の連帯感が希薄になっているということである。

また、近年は、業務形態も多様となり、「即独」や「軒弁」のほか、企業に就職して組織内弁護士になる人も増加している。

こうした中、若手会員の弁護士会への帰属意識が薄らいでいるとの声もある。

若手会員が同期の連帯感を深めることができるように支援をすることは、若手会員の精神的側面を支え、会への帰属意識を高め、若手支援制度が継続的に引き継がれていく道筋となろう。

(2) また、法科大学院の教育内容に差があることや、実務修習期間の短縮により実践教育が不足しているということも、よく指摘される。

ここ数年増加している「即独」「軒弁」では、従来のように、就職先の弁護士事務所でOJTによって実践教育の不足を補うことが難しい。

組織内弁護士であっても、弁護士有資格者として一定程度の実務知識や実務感覚を有していることが期待されている場合が多く、実践教育の不足を補う必要性はある。

2 クラス別研修の必要性

(1) クラス別研修は、同期の連帯感を強めると同時に実践教育の不足を補うという点で、きわめて有効と思われる。

チューター制度や会員サポート窓口も有用であるが、若手自身が積極的に相談して初めて機能するものであり、十分とは言えない。また、同期の連帯を図る機能は果たせない。

各種研修制度も重要であるが、大きな会場での講義・講演が多く、疑問点をその場で解決することが困難である。

(2) この点、2013年1月から実施されたクラス別研修制度は、1クラスの人数を約20名とし、固定的な担任（若手との差は4～8期程度）と副担任（同じく10～20期程度）をつけて、1年間で7回（うち3回出席を義務付け）、1回2時間のゼミ方式の授業を夕方実施するというもので、まさに、同期の連帯感の醸成と実践教育の不足の補完を実現するものと言える。

弁護士会活動に積極的な担任・副担任と接することで、弁護士会そのものに対する関心が高まり、会への帰属意識や弁護士自治の重要性に対する理解が深まることも期待できる。

また、クラス編成が登録番号順であることから、「即独」、「軒弁」、「勤弁」、組織内弁護士など、多種多様な同期と交流する機会ともなっている。

将来に向けて、第1期生の感想や意見を収集、実態を分析し、クラス別研修制度をさらに充実させより良いものにしていくことが肝心である。

3 クラス別研修制度の検討課題

(1) クラス別研修は、毎回、平日の午後6時からの2時間で設定されていたが、少なからぬ若手会員から、午後6時に弁護士会に到着するよう事務所を出るのは、そう簡単ではないとの声が聞かれた。

この点について、研修委員会では、開始時間を6時30分に変更する方向での検討が進んでいる模様だが、若手会員を送りだす事務所や企業等に対し、弁護士会として協力を求めて、より積極的に働きかけることも、検討の余地があると思われる。

(2) クラス別研修では、全7回の講義のうち、3回出席することを義務づけているが、この義務履修を果たしていないのは、2013年1月開講クラス227名中4名に過ぎない。なお、2012年度の座学による義務研修（3回出席）未履修者は80名だったという。

また、7回中7回出席という会員も34名（約

15%) であった。

クラス別研修は、履修という点では、一定の成果を上げたと言えよう。

今後の課題は、このクラスとしてのまとまり、同期の連帯感を、如何に継続させるか、ということだろう。

同期の連帯感の継続のためには、研修終了後も、担任・副担任が一定期間、担当クラスに関わり、クラスとしての自発的な活動を促すことが必要と思われる。

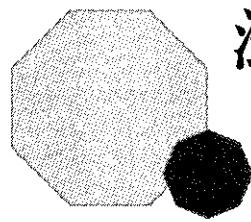
会としても、担任・副担任のボランティア精神に頼るだけでなく、研修期間終了後の活動に対する会務としての評価等、支援制度を充実させることを検討すべきではないだろうか。

4 会費問題

若手会員に対する会費減額措置は既に導入されているが、若手会員をめぐる経済的環境は依然として厳しく、さらなる減額も視野に入れるべきと考える。

また、登録3年目まで、5年目まで、というように期間を区切って、あるいは、個別の事情に応じて、会費の減免制度を拡充したり、会費の納入猶予制度を導入したりすることも、検討されてよいのではないだろうか。

なお、制度の拡充・導入にあたっては、制度の利用を事実上断念せざるを得ないような使い勝手の悪いものにならないようにする必要がある。そのためには、申請手続や許否手続の簡略化、減免・猶予の基準の明確化なども重要と考える。



法律相談活動の活性化と拡充を

1 情報提供・広報活動の重要性

(1) 弁護士会の法律相談センターの相談件数が、ここ数年減少し、また訴訟件数も漸減している中、他方で、社会の複雑化、多様化、国際化や、市民の権利意識の高まりの中で、法律専門家たる弁護士へのニーズは、増えている。

(2) この間、弁護士の数が急増したこと、またインターネットの普及や公告宣伝などの影響などにより、一昔前に比べると、弁護士へのアクセスは飛躍的に容易になっている。しかしながら、「どこに相談したらよいかわからない」、「弁護士に相談すると費用が高くつきそう」などの弁護士に対するアクセス障害は依然として存在しており、これらのアクセス障害を除く一層の努力が必要とされている。

他方、弁護士会の法律相談は、この数年間減少傾向にあり、市民のアクセス障害を除去していく取り組みにおいて、弁護士会の法律相談が果たす役割は何か、法テラスの法律相談との関係を含めて検証し、その方向性を見極めることが必要となっている。

(3) 弁護士会の役割は、市民に対して、弁護士に相談して権利救済、紛争解決をすることのメリットとともに、どこにどのような形で相談をすればよいのか、弁護士を依頼した場合にどの程度の費用がかかるのかを、情報提供し、アクセス障害を軽減することである。その意味で、弁護士会では、弁護士会の法律相談の充実、拡充とともに、相談活動を市民に知らせる広報活動に一層力を注ぐ必要がある。

2 法律相談の無料化の試みと埋もれた人権侵害の掘り起こし

(1) 上記の意味で、現在、東京弁護士会が取り組んでいる法律相談の一部無料化の取り組みは、今後も継続すべきであり、さらにこれらを充実させ、多くの市民に弁護士会、弁護士との接点を広げてもらう機会を提供する必

要がある。

(2) 弁護士会が、将来性のある若手弁護士に法律相談活動に参加してもらうことは、弁護士会の未来を考えた場合重要な事業である。それは、若手にとってもOJTとしての貴重な機会となる。その際、市民の視点からは、相談・受任の質の確保が重要であり、弁護士の研修制度の充実、ベテラン弁護士との共同相談・共同受任など、工夫を凝らした法律相談とする必要がある。

弁護士会の法律相談は、その質の高さを確保することが市民から信頼を得る当然の前提であるが、その質の高さは、質の高い若い弁護士をOJTを通じて育てていくことによって、継続的に実現できるものである。

3 専門分野ごとの相談活動の充実・強化

(1) 社会が複雑化する中で、専門分野での法律相談活動を引き続き充実させることが重要である。とりわけ以下の分野については、相談活動の充実が望まれている。

(2) 重点専門分野

① 高齢者・障害者

少子高齢化の下で、遺言、相続、後見申立などのニーズは増加している。とりわけ、高齢者、障害者にとっては、心理的・物理的に法律事務所、弁護士へのアクセスは困難な場合が多く、自治体や社会福祉協議会、福祉団体などとの連携を強化し、相談活動を拡大する必要がある。

② 子どもの人権

近時、子どものいじめ事件等が社会的に問題になり、被害者、加害者を問わず、子どもの人権問題・法律問題に精通した弁護士の助力が必要となっている。弁護士会では、「子どもの人権110番」などの取り組みを通じて、子どもの権利擁護の活動を献身的に取り組んでいるところであるが、このような活動とも連携して、更に子どもの人権に対する弁護士会のサポートを広げるこ

とが重要である。

③ 中小企業

大半の中小企業は、顧問弁護士がおらず、会社内外のトラブルに法律家が適切に関与していないことにより、企業経営に重大な障害を発生させているケースも少なくない。

④ 离婚、DV

離婚、DV、子の親権をめぐる家事事件は、専門知識が必要とされる分野の一つであり、家事事件に精通した弁護士の養成とその相談窓口の強化は、今日、家庭をめぐる状況が複雑化している中で重要である。

⑤ 外国人の法律相談

東京には、在留資格を有する外国人が40万人を超えており（2012年度 法務省統計）、何らかの事情で在留資格を有しないオーバーステイ状態にある外国人を加えると更に多くの外国人が居住し、働いている。

これら外国人は、居住、労働、学校などで日本法の下で生活しているにもかかわらず、言葉と文化の壁もあり、深刻な法律問題を抱えていても、弁護士へのアクセスの機会がほとんどない。

外国人支援のNPO組織や外務省、各大使館などとの関係を強化し、かつ少なくとも英語での法律相談が対応可能な弁護士の配置、養成を図っていく必要がある。

(3) 特定部門紹介制度、特定分野紹介制度

2007年4月に創設された弁護士紹介センターでは、現在、特定部門紹介制度（事業者や公共団体向けの紹介制度）、特定分野紹介制度（市民・事業者に専門分野に知識経験のある弁護士を紹介する制度）を新たに開始した。

4 費用の障害を克服する取り組み

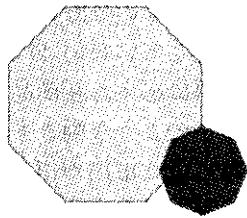
(1) 権利保護保険（LAC）

現在弁護士会では、権利保護保険（LAC）の活用を進めており、毎年、その利用件数は確実に伸びている。しかし、多くの場合、弁護士費用特約が保険商品に付加されていること自体が、契約者である市民にも認知されていない面もある。

(2) 弁護士保険の研究

現在の民間保険会社が商品化している弁護士費用填補を目的とした保険は、補償事故が、交通事故などの損害賠償事件に限定されてお

り、相続や離婚、労働事件などの分野について本格的な保険制度が発達していない。昨年、民間では、このような需要に応える新商品が新たに発売されており、このような動きも受けて、弁護士保険の普及により市民の司法アクセス障害を除去し、権利擁護を実現するために、研究を進める必要がある。



刑事司法改革をやり遂げよう

えん罪は根絶されなければならない。現在、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会(以下、「特別部会」という。)は、法務大臣からの諮問を受け、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について検討をしているが、その議論状況は、必ずしもえん罪の根絶を第一に追求しているとは言い難い。

今、議論はヤマ場に差しかかっており、正念場を迎えている。

えん罪を根絶する目的のもと、以下の刑事政策に全力で取り組む必要がある。

1 取調べの可視化の実現

取調べの可視化とは、取調べの全過程を録画・録音することである。密室の取調べによって虚偽自白、そしてえん罪が生み出された歴史に鑑みれば、取調べの経過をすべて客観的に保存し、検証可能とすべきことは当然の帰結である。現時点において、直ちに全事件の取調べ可視化を実現できずとも、まずは裁判員裁判対象となる重大事件、取調官の影響を受けやすい少年や知的障がいを有する者が被疑者・被告人となっている事件等を直ちに取調べの可視化の対象事件とすべきであり、その後、段階的に対象事件を拡大していくべきである。

特別部会では、裁判員裁判対象事件のみを当初の取調べの可視化の対象事件とした上で、可視化の範囲についても、例外要件や取調官の裁量によって一部制限する方向での議論がある。しかしこれでは、例外や裁量によって可視化されなかった過程で虚偽の自白等が生み出される危険があり、えん罪の根絶という目的が達成できない。例外も裁量も一切ない取調べの可視化実現を目指し、今後、対象事件をどのように拡大していくかのプロセスについても明示せざるよう求めていくべきである。

2 身体拘束制度の改善

国連の拷問禁止委員会は、日本政府報告について総括所見を発表し、我が国の代用監獄制度のほか、身体拘束制度全般につき勧告がなされ

た。同委員会にて、我が国の刑事司法制度が、「中世のよう」と指摘されたように、現在の身体拘束制度を含む刑事司法制度は、国際基準よりも劣っている。今後、以下の政策の実現を目指していく必要がある。

① 中間処分と指針規定の実現

日弁連が主張している勾留と在宅の間の中間的な処分や被疑者・被告人の身体拘束に関する適正な運用を担保するため、その指針となるべき規定を設けることについて、その実現に努める。

② 代用監獄制度の廃止

代用監獄制度は、捜査と拘禁の機能の分離が明確になっておらず、依然人質司法と呼ばれる最たる所以である。早期に廃止が求められる。

③ 身体拘束期間の短縮

最大23日という期間は、被取調者の人格を破壊するに足りる長期の身体拘束期間である。社会に生きる者は、23日間社会から隔離された後に身の潔白を証明できても、従前の社会的地位に戻ることは著しく困難となる。そのため、長期にわたる取調べの過程で、誘導や脅迫による虚偽自白が生み出されてきた。この虚偽自白を根絶するためにも、身体拘束期間の短縮は必要不可欠である。

④ 取調べの弁護人立会権の実現

えん罪を根絶するためには、すべての被疑者に弁護人へのアクセスが容易になる必要がある。取調べにおける弁護人の立会権を実現すれば、えん罪根絶の最たる担保になるというべきである。

3 証拠開示制度

検察官の手持ち証拠の開示によって、無罪を立証する重要な事実が明らかになったえん罪事件がある。言い換えれば、検察官の手持ち証拠が当初より開示されていれば、無用な処罰を生み出さずに済んだ可能性があるということである。捜査機関の保有する証拠は、真実発見のた

め、国民から捜査機関に委託された成果物であり、公共の財産である。一捜査機関の判断により開示・非開示が判断されるべきではない。そのため、起訴段階で捜査機関が保有する証拠は基本的にすべて被告人側に開示されるべきである。

なお、それが直ちに実現できない場合、少なくとも、捜査機関が保管する証拠の標目等をすべて記載した一覧表を早期に被告人側に交付するべきである。

また、証拠開示については、実際に刑事弁護を担当する弁護士において積極的に開示を求め、運用面からも全証拠の開示を実現できるよう努めるべきである。

4 新しい捜査手法

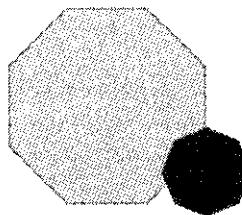
特別部会では、通信傍受法の範囲拡大、会話傍受、司法取引といった新しい捜査手法についても議論が行われている。しかし、いずれも、議論が十分ではなく、現時点での採用は時期尚早というべきである。提案されている通信傍受の範囲は無限定であり、会話傍受は、無制限の盗聴を認めるに等しく実現されるべきではない。司法取引は、取引という以上、取調べの全事件・全過程の可視化が実現され、弁護人の取調べの立会も可能となり、捜査機関と被告人が対等の関係を構築できた後に検討されるべき課題である。

5 国選制度

弁護人を国選とする範囲を全身体拘束事件とし、しかも逮捕時から国選による弁護士の助言を求められるような制度の実現を目指していく必要がある。

法制審特別部会が2013年1月に発表した「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」は、「逮捕段階において弁護人の援助を得る仕組みを設けることについては、上記被疑者国選制度の対象事件の拡大についての具体的な検討結果を踏まえ、必要に応じて更に同部会で検討を加えることにする」としたが、「公費負担をすることが合理的な負担として国民に受け入れられるか」などの消極的論調が目立つ。

弁護士会は、全力でこの問題に取り組むべきである。



実践刑事弁護活動

- 1 刑事弁護活動には多方面にわたりさまざまな問題が存在するが、現在、われわれが直面しているもっとも深刻な問題は、裁判員制度（裁判員裁判）の初期の理念が失われ、急速に形骸化している点である。裁判員制度と密接に関連している公判前整理手続は、裁判所の強権的な運用がなされ、刑事裁判における事案の解明という本来の趣旨を大きく阻害している。このような問題意識に基づいて、明るい刑事弁護研究会（以下「研究会」という。）の活動をも踏まえて、刑事裁判の制度改革だけでなく、弁護活動のスキルアップが急務であるという現状を報告する。
- 2 弁護人が刑事弁護に着手したときの最初の課題は、集中審理が予定されている公判の十分な準備をするために被疑者・被告人を勾留（身体拘束）から解放することである。ところが、公判前整理手続が相当程度まで進捗しなければ保釈を認めないとする運用が定着しつつある現状は、刑事司法の理念に逆行するものである。研究会では、研究叢書の第1集で保釈（身体拘束からの解放）について研究成果を発表したが、公判前整理手続の充実の視点から、あらためて検討課題としている。
- 3 次に証拠開示の不十分性を指摘しなければならない。現在の証拠開示制度は全面的なものではなく部分的なものであるがゆえ、弁護人の開示請求は模索的なものとならざるを得ず、公判前整理手続が遅延したり、十分な成果をあげられない危険性をはらんでいる。
- 4 そして、もっとも危惧される問題点は、裁判員裁判が短期間の集中審理であるということからか、検察官に求められる犯罪立証がずいぶんと形骸化していることである。その原因として、公判前整理手続においては、争点整理の命題のもとに主張や証拠が大幅に制限されることが挙げられる。現在の一般的な運用は、採用される書証は可能な限り公訴事実に関するものに限定し、被害者、共犯者及び被告人の尋問のみとするものである。しかし、このような運用では、裁判官や裁判員は、検察官の主張立証を後追いするだけになりやすく、犯行の実相を十分に明

らかにできない。このような刑事裁判の現状のなかで、弁護人が裁判員に対し被告人の主張を十分に理解してもらえるような弁護活動ができるか、それを阻害する要因は何かということを検討する必要がある。

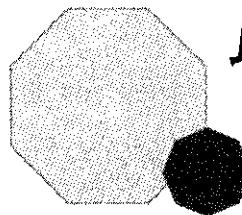
(1) まず、公訴事実はそれだけで独立に存在するものではなく、前提事実や背景事情と密接に関連しているが、それらを十分に反映することはむずかしい。その顕著な例が、共犯関係について、共犯者間の役割分担の軽重を詳細に検討することなく、抽象的に共同正犯と認定されることである。このような運用が、冤罪を発生させたり、不当な量刑を招いたりしている。刑事裁判制度の改革のみならず、弁護活動のスキルアップが要請されている所以である。たとえば、貴金属業界を舞台とした強盗事件では、貴金属業界独自の商習慣を理解させなければ、どのように共謀がなされ、共犯者間でどのような役割分担があったのかということについて、被害者や共犯者の供述の信用性を減殺し、被告人の供述の信用性を獲得することは困難と思われる。

(2) 次に、科学的な証拠や鑑定を弾劾することにも労力を割かねばならない。犯人の同一性識別のためのDNA鑑定、覚せい剤使用のための尿検査、さらには死因について解剖結果を検討し、その問題点を裁判員に理解してもらうことになる。研究会が研究叢書の第2集で覚せい剤事件に関する研鑽を発表したのは、科学的証拠についての争い方を模索する試みであった。ところが、近時、解剖の結果の開示などが裁判員に精神的負担を与えるという理由で、これを制限する旨の議論がなされているが、その方向性は真相究明に逆行するものであり、裁判員の選任方法を工夫するとか、補充裁判員を柔軟に活用するなどすべきではなかろうか。

(3) さらに、研究会が研究叢書の第3集として出版した「責任能力を争う刑事弁護」

も、裁判員裁判において、弁護人が被告人の心神喪失や心神耗弱を主張すべき場合、裁判員に理解を得ることの困難さを想定して編纂されたものである。裁判員の多くは精神疾患についてまったく知識がない。そのような裁判員に、数日間の公判で、精神疾患の病理を理解させ、被告人が犯行時に精神疾患に罹患しており、かつ、犯行時に精神疾患の強い影響下にあったという心証を形成してもらう必要がある。そこには、精神医学界における精神疾患の診断方法に大きな変化があること、精神科医の鑑定書は裁判員の理解が得られるようにという名目で簡素に作成されるが、かえって被告人の病態を理解しにくくなるという根本的な誤りがあること、鑑定人尋問はわずか2～3時間しか設定されないことなどの悪条件が伏在していることが認識されなければならない。

- 5 このように、裁判員裁判の形骸化を阻止し、市民感覚に基づいた刑事裁判を実現するためには、裁判員裁判の制度の見直しが必要であるとともに、弁護活動についても裁判員裁判を想定した弁護人の弁護活動をスキルアップさせる研鑽が必要と考える。



民事司法改革を抜本的に 推進する取り組みを

1 遅れている民事司法改革

日弁連は、1990年の司法改革宣言以来、司法を市民に身近で、利用しやすく、納得のできるものにすることを目指して、改革に取り組んでいる。

2002年に「司法制度改革推進計画」が閣議決定されてから11年が経過した。刑事司法の分野では、裁判員制度が導入されて国民の司法参加が実現し、取調べ全過程の録音・録画が法制審議会で議論されるなど、大きな変革が進んでいる。

他方、民事司法の分野では、労働審判制度の導入、知財高裁の設置などが実現したものの、改革の成果が市民に広く実感できるものにはなっていない。また、社会のグローバル化が進むなかで、国際的視点からも、わが国の民事司法をさらに改革する必要性は急速に高まっている。今こそ、民事司法改革の取組みを抜本的に強化しなければならない。

2 民事司法の重要性

民事司法は、社会に発生する様々な紛争を、国家が法に基づき公平・公正に解決する制度である。それによって、市民の権利・人権を擁護・救済するとともに、社会のルール、規範を定立することにより紛争を未然に防止する機能を有している。まさに、安全・安心の社会を担保するものである。また、商取引ルールを明確にして予測可能性を高め、経済の成長と発展を促進する機能も有している。さらには、市民と国や地方公共団体との間の紛争についても、対等の当事者として取り扱い、法の支配を貫徹させる機能を有している。すなわち、民事司法は社会における公共インフラであり、市民に利用しやすい民事司法制度の整備は、国家の最重要課題の一つである。

3 民事司法の利用状況

それでは、わが国の民事司法制度の利用状況を見てみよう。

2002年からの10年間で弁護士人口は65%増加した。しかし、地裁民事通常訴訟の新受件数は、過払金事件を除くと、2005年以降年間約9万件で横ばいの状況にある。簡裁民事通常訴訟の既済事件数を見ると、過払金事件を除けば、20万件台で推移している。

国際的にみると、わが国の民事訴訟の件数は極めて少なく、人口比でアメリカの約8分の1、フランスやイギリスの約4分の1、韓国やドイツの約3分の1である。

なかでも行政訴訟は極端に少なく、2012年に提起された行政訴訟は2950件である。ドイツでは約50万件、フランスでは約12万件、アメリカでは連邦のみで約3万7千件の行政訴訟が提起されている。人口比で見ると、わが国の行政訴訟数は、数十分の1から数百分の1にすぎない。

簡裁の特定調停を除いた民事調停も、2002年の7万1402件から2011年は5万2814件に減少している。わが国の各種ADRも、原紛センター以外は、その利用件数は極めて少ない。

わが国が各国と比べて紛争が少ないのであれば、あえて問題にすることもない。しかし、実態はどうか。全国の消費生活センターには2011年度87万9000件の相談が持ち込まれ、労働基準局の総合労働相談センターには年間100万件の相談があり、各自治体での法律相談件数は、年間合計数百万件にのぼっている。また、法テラス、弁護士会、日弁連交通事故相談センターでの相談件数は家事事件を含めて、2011年で61万6883件の相談があった。交通事故は年間約67万件、離婚件数も年約24万組を数える。

結局、わが国の現状は、多くの権利・人権侵害が泣き寝入りの状態にあるか、多くの紛争が法的手段によらない解決で終っている状況にあると言えよう。

わが国の民事司法制度の利用が伸びない原因はどこにあるのか、利用者の目線で検証することが必要である。

4 利用者の目線からみた民事司法の課題

研究者や裁判官で構成されている「民事訴訟制度研究会」が2011年に実施した民事裁判利用者アンケートの結果（2012年12月・商事法務）によれば、市民が裁判を躊躇する理由の最大のものは「時間」と「費用」である。

ここでいう「時間」とは、裁判の審理に要する時間が長いことと、裁判所が遠くて行き着くまでに時間がかかることの二つの面がある。とくに、支部では、労働審判事件（立川、小倉は例外）、行政事件、民事控訴事件を受けないことから遠い本庁まで長時間かけて出向かなければならぬという問題がある。中央と地方において市民の裁判を受ける権利に格差があつてはならない。管轄制度の見直しや裁判官・職員の増員、施設の整備は、すみやかに実現されるべきである。

そして「費用」とは、裁判所に納める諸費用が高いことと、弁護士費用の負担がきついということである。提訴費用の低・定額化、法律扶助制度の改革、権利保護保険の普及と広報を推進すべきである。あわせて、裁判所の制度の内容や費用支援についての情報提供・広報が極めて不十分という問題がある。

また、2008年に法テラスが実施した調査によれば、弁護士に相談しない理由の上位に「何をしても無駄だと思うから」が上っている。つまり、民事司法を利用しても、証拠が出ないなどのために事実が解明されず、納得できる解決につながらないという認識が市民に深く浸透している。特に、行政訴訟では、その不満が顕著である。また、判決、審判、調停で終了しても、相手方が履行しない場合にとりうる手段が限定されていることに対する不満も大きい。証拠開示の拡大や執行制度の強化をすみやかに実現しなければならない。

また、少子・高齢化、離婚の増加などの社会の変化により、家事事件は増大しており、かつ多様・複雑・解決困難化している。特に、成年後見事件の増大化は顕著である。これらの現状に適切に対応できるよう、人的・物的基盤の整備を中心とする家裁の改革も喫緊の課題である。

5 改革を現実のものとする道筋

刑事司法の改革が進んだ要因は、1999年に司

法制度改革審議会が、2001年に司法制度改革推進本部が、それぞれ内閣の下に設置されたことが大きい。これにより、司法制度改革が財務省を含む国家プロジェクトになった。

この教訓に学ぶならば、民事手続関係法の運用及び改正について最高裁・日弁連・法務省間の協議を進めるとともに、それだけにとどまらず、民事司法改革を、あらためて政府の基本方針に位置付けさせることが重要である。それなしには、国家予算の大幅投入の実現は困難である。そこで、今後の具体策としては、民事司法全体について利用者の視点から検証・検討を行い改革の道筋をつける「省庁横断的な組織」を、内閣の下に設置させることを目指すべきである。

また、この観点から、2013年10月30日に最終報告をまとめた「民事司法を利用しやすくする懇談会」（議長・片山善博慶應義塾大学教授）との連携を、弁護士会は重視すべきである。

6 弁護士・弁護士会もさらなる自己改革を

弁護士は、市民と民事司法との懸け橋になる存在である。

この間日弁連は、法律相談センターの拡大や公設事務所の設置、当番弁護士の全国展開など、市民と弁護士のアクセスを強める活動を実践している。ところが、現実をみると、民事司法に近づけない理由の一つに、弁護士そのものが縁遠く、「敷居が高い」というイメージを市民が持っていることがあげられる。この傾向は、地方に行くほど強い。

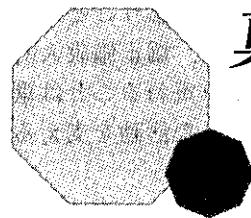
市民の司法アクセスを拡大するためには、裁判所改革、民事手続法の改正、法律扶助改革などを合わせて、弁護士が市民にさらに近づくことが求められている。

弁護士会は、弁護士の業務内容に関する広報を拡大するとともに、弁護士会法律相談の一部無料化の取り組みをさらに拡充すべきである。また、法教育や社会教育に積極的に参画とともに、福祉や教育などの行政担当者との連携を強化するなど、市民や自治体の身近なパートナーとしての弁護士・弁護士会を広くアピールすべきである。

弁護士は、利用者目線に立って弁護士費用の明確化、取扱い分野の明示化など、業務の改革をすすめるべきである。

弁護士人口が増加してきた今こそ、市民に身

近で利用しやすい民事司法の実現に向けて、弁護士・弁護士会が攻勢的な取り組みを展開するチャンスととらえる観点が重要である。



真に子どもの人権を 保障する少年司法の実現を

1 身体拘束されたすべての少年 に弁護士を

-全面的国選付添人制度の実現-

少年事件の弁護士付添人は、少年の行き場所、就労先を探すなど家庭・学校・職場等の環境調整や、被害者への対応等、少年の更生を支援する活動を行っている。少年鑑別所での観護措置を受けた少年は、事件の軽重にかかわらず成育歴や家庭環境等に問題を抱えていることが多く、少年院送致等の処分を受ける可能性がある。

このような中で、現在の国選付添人制度は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件と死刑・無期・短期2年以上の懲役・禁錮にあたる事件に限定されており、しかも選任は裁判所の裁量に委ねられている。そのため、国選付添人が選任される事件は限定されてしまっている。

そこで、国選付添人制度の対象範囲を少なくとも少年鑑別所での観護措置を受けた事件に拡大し、かつ、少年の請求選任とすべきである。弁護士会も、付添人の質的向上を図るために、充実した研修体制を構築し、少年の国選弁護人・付添人や当番弁護士名簿の登録に研修受講を義務付ける等の方策をとるべきである。

2 少年審判への検察官関与制度 の廃止

2000年の少年法「改正」で、少年審判への検察官関与制度が導入された。しかし、この制度には、予断排除原則や伝聞法則のない少年審判に検察官が関与することで成人の刑事事件以上に少年が不利益な立場に立たされたり、検察官による糾問的尋問により少年審判が責任追及の場となる等の弊害がある。検察官関与制度は少年審判の教育的機能を大きく損ない、少年の成長発達権の保障という少年法の理念を変容させてしまうおそれがある。よって、検察官関与制度は廃止を目指すべきである。

3 少年に対する刑罰の見直しと 死刑の廃止

重大事件を犯した少年であるほどその背後には成育歴や資質上の深刻な問題が潜んでいることが多い。少年に対しては刑罰による責任追及ではなくきめ細かな教育的処遇が必要であり、再犯防止の観点からも有効である。成長発達の途上にある少年に重い刑罰を科し、長期間社会から隔離することは、少年の社会復帰を妨げ再犯の可能性をかえって高めるおそれがある。また、刑務所は少年院と異なり矯正教育を主目的とする機関ではなく、少年受刑者に対する処遇上の配慮は不十分である。

そこで、原則逆送制度の見直しや少年受刑者に対する教育的・保護的処遇の拡大など、子どもの権利条約や少年法の理念に適合する方向で少年に対する刑罰のあり方を見直すべきである。また、少年に対する死刑は直ちに廃止すべきである。

4 少年に対する刑事訴訟制度の 改革

(1) 少年に対する身体不拘束の原則化と身体 拘束要件の厳格化

少年被疑者に対する取調べの可視化の実現や弁護人立会権の保障を実現することは、冤罪の防止や捜査機関による人権侵害の抑止にとって不可欠である。

また、少年にとって捜査段階での逮捕・勾留等の身体拘束が及ぼす悪影響は大きい。現行法上、逮捕後の少年に対する身体拘束手段として勾留に代わる観護措置があり、また、少年の勾留は「やむを得ない場合」でなければすることができないとされているが、ほとんど死文化している。逮捕については特別の規制はなく、成人と同様の要件でなし得る。

子どもの権利条約37条b項は「いかなる子どももその自由を不法または恣意的に奪われない。子どもの逮捕、抑留または拘禁は、法律に従うものとし、最後の手段として、かつ

最も短い適切な期間でのみ用いられる」とし、子どもの身体拘束は例外的かつ必要最小限でのみ許されると明示している。そこで、少年の身体拘束に関し以下の規定を設けるべきである。

- ① 少年の身体不拘束の原則を明文化すべきである。
- ② 少年に対する勾留を禁止し、勾留に代わる観護措置のみできるとすべきである。また、勾留に代わる観護措置は家裁調査官による観護を優先するとすべきである。

(2) 少年被疑者の国選弁護人の職権選任の実現

少年は、成人に比して判断・表現能力が未熟で、捜査官に対する迎合性や被暗示性も強いため、虚偽自白のおそれが非常に高く、捜査段階での弁護人による援助の必要性は格段に高い。しかし、現在の国選弁護人制度は、被疑者・被告人の請求選任が原則であり、職権選任はごく例外である。特に、弁護人の必要性が高い捜査段階では職権選任の根拠規定すらない。少年は保護者の意向を気にするなどして、国選弁護人選任の教示を受けても請求する割合が少ないと言われている。

そこで、身体拘束されている少年被疑者は裁判所の職権で必要的に国選弁護人を選任するようにすべきである。

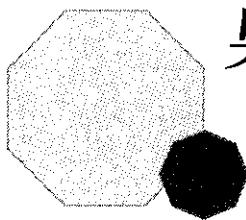
5 少年院・刑務所を出た少年に対する社会復帰支援の拡充

非行の防止と少年の更生を図るために、少年院・刑務所（矯正施設）出所後に帰住先のない少年に対する社会復帰のための支援（いわゆる出口支援）を充実させる必要がある。

罪を犯した少年の支援については、近年、矯正施設、検察庁、保護観察所への福祉専門職の配置、社会福祉法人等による更生保護事業への参入、各都道府県の地域生活定着支援センターによる事業などが行われている。しかし、地域生活定着支援センターの事業は、障がいの存在が要件となっているなど、必ずしも全ての少年を対象とするものではない。

東京三会でも地域生活定着支援センターと協議し、障がい者弁護専門名簿の作成を進めているが、さらに進めて、矯正施設を出た少年に対する帰住先の確保や就労・就学支援が必要である。そのために、捜査から矯正処遇後の社会復

帰の全段階にわたり少年に寄り添うことができる立場にある弁護士付添人が、矯正施設入所中や出所後の支援の実践を積み重ねることは重要であり、弁護士会もそのような活動を支える体制を整えていく必要がある。



男女共同参画推進 基本計画の実現に向けて

2011年10月決定の東京弁護士会「男女共同参画基本計画」の会内周知を図り、アクションプラン（行動計画）の実現をめざす具体的取り組みを強化する。

1 女性の会務参加の拡大

「理事者に女性会員1名以上」についてはなかなか実現の方向が見えない。二弁において、過去に女性会長1名が就任しており、女性副会長はこの数年毎年就任しているのは、女性会員の間にその意識が高いこと、特に理事者を中心にはじめての取り組みによる。東弁においても、この点に大いに学び少なくとも毎年1名の理事者を実現する。

委員会の参加（女性会員の参加を25%）については、2013年度、各委員会に男女共同参画担当委員を置くようになったことを受けて、男女共同参画の取り組みが全体的に見えるようにしていく。特に、会の運営にかかわる総務委員会等の常設委員会への女性参加率を上げていく必要がある。

また、出産育児で休んだ後に委員会に参加しにくいとの声もあり、委員会の報告をメールし、意見を言える体制をとるなど、復帰後にスムーズに委員会に参加できる工夫を検討する。

2 出産・育児支援のさらなる充実

産休中の会費免除だけでなく、育児従事期間中の会費免除については、2011年7月から2013年10月までで132名（うち男性9名）が申請している。しかし、未だにこれらの育児支援制度を知らない会員が多く、問題である。

さらに、会務免除や会費免除の育児支援期間を延長することを検討する。但し、2013年度に日弁連でも育児休業中の会費免除制度が設けられたが、日弁連と東弁では条件が異なる点について再度検討を要する。

研修を昼間にも行ってほしい、その間の保育のための和室の利用をしやすくとの要望は強く、検討する必要がある。また、切実な要求である病児保育についてメーリングリスト等によ

る情報提供や意見交換の機会を提供するなどの工夫を検討する。

3 法律事務所内の性差別の解消

2013年の規則改定により性差別禁止やセクハラ禁止が法律事務所にも適用になった。事務所における男女平等の実現なしに弁護士会の男女共同参画は確立しない。

新人弁護士の就職難の状況下で、女性の就職がとりわけ厳しい状況にあり、アンケート等でも明確に女性差別といわざるを得ない場合が少なくない。これまで新人研修や倫理研修時にセクハラの研修を行ってきたが、今後は性差別の研修も必要である。その他、弁護士会として具体的な対応の検討が必要である。

また、育児休業後事務所に戻って仕事を継続できるか不安という声も少なくなく、弁護士会で法律事務所の産育休ガイドライン（休職の保障と経費分担額の減額等）を作ることの要望があり、2014年度には実現する必要がある。

女性弁護士ならではのメリットや女性弁護士が事務所にいる利点についての情報提供は、リブランディングでも特集されたが、引き続き必要である。

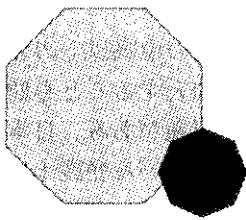
4 女性会員と理事者との懇談会をさらに大きく

2013年10月の懇談会には大勢の女性会員の参加があり、具体的で積極的な意見が出された。以前から意見が出されていた出産育児で一旦退会後の再登録の際の登録番号について、2015年度から従前の自分の番号の選択が可能となる登録番号ポータビリティ制度が実現した。また、女性の弁護士バッジを安全ピンタイプに変更するために時間と費用がかかる不平等について意見が出され検討することになっている。女性会員室について2015年予定の会館大改装に合せて意見を集めることになった。このように、広く

女性会員の声を聞くことが重要であり、効果的である。

5 「男女共同参画キャンペーン 月間」など目に見える広報

男女共同参画には弁護士会の広報が重要である。出産育児支援制度を知らない会員も少なくなく、男女共同参画は会あげてそのムードづくりが必要である。2014年2月からL I B R Aへの隔月連載が始まる事になったが、さらに、推進本部でも意見が出されている「男女共同参画月間」キャンペーンを行い、その間、会内のそこそこにポスター・やリーフなど目に入るようする、会のホームページに最初にアップされるなどの取り組みも検討する。



都市型公設事務所の充実を

1 都市型公設事務所の存在意義

2002年6月に、東京弁護士会初の都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所が池袋に設置され、11年が経過した。現在都市型公設事務所は日本に15事務所あり、東京弁護士会内では、東京パブリックの他に、刑事弁護に重点を置く北千住パブリック法律事務所、國學院大学内にあってロースクール支援に特化した渋谷パブリック法律事務所、刑事弁護及び多摩地域のアクセス障害に対応した多摩パブリック法律事務所が存在する。また、昨年、外国人部門専門公設として東京パブリック法律事務所三田支所が設置された。

(1) 東京パブリック法律事務所

東京パブリック法律事務所は、11年目を迎え、福祉部門を重点的に行う福祉班を設置した。事務局に社会福祉士2名を採用し、適切かつ効率的な成年後見業務の実施を目指している。また、北区の障害者虐待防止センターと連携し、センター職員が抱えるケースについて法的アドバイスを提供する等、新たな業務の追求を試みている。

(2) 北千住パブリック法律事務所

北千住パブリック法律事務所は、9年目を迎え、刑事弁護のさらなる質の向上を目指している。直近で言えば、同事務所所属の弁護士らが高裁で逆転無罪を取った案件がL I B R A 12月号にて紹介されている。また、法テラスと連携して東京拘置所への出張相談を行うなど、刑事弁護のみならず、新たな業務展開の試みも行っている。

(3) 渋谷パブリック法律事務所

渋谷パブリック法律事務所は、國學院大学法科大学院リーガルクリニックとして、従前より引き続き法曹養成活動を行っている。

(4) 多摩パブリック法律事務所

多摩パブリック法律事務所は、5周年を迎える、5周年記念無料相談会と懇親会を開催した。無料相談会の後援団体は、26の市

町村、30の社会福祉協議会等に及び、多摩地域に多摩パブリック法律事務所の存在が着実に浸透している様子が窺える。

(5) 東京パブリック法律事務所三田支所

東京パブリック法律事務所三田支所は開所以来依然として相談予約が絶えず、2013年6月には相談予約件数が月118件と、事務所開設以後初の3桁となった（所属弁護士は同月7名）。2013年10月に同事務所に弁護士会三田外国人法律相談センターが併設されたが、同センターの相談予約数も堅調となっている。

(6) 上記は一例であって、これ以外にも、東京弁護士会の都市型公設事務所は様々な活動をしている。これらの活動により蓄積されたノウハウはそれぞれの事務所内で共有されるのみならず、上記のような会報や各事務所主催による若手弁護士向けの勉強会・講演会などで広く会員に還元されている。また、例えば刑事弁護委員会や高齢者・障害者の権利委員会、外国人の権利に関する委員会等といつても、実働委員会の役職にも都市型公設事務所所属の弁護士が積極的に就任して活動しており、その意味でも都市型公設事務所の活動が会員に還元されていると言えよう。

(7) 過疎地派遣、法テラススタッフ育成拠点事務所としての存在意義

上記都市型公設事務所は、いずれも新人を積極的に採用し、日弁連ひまわり基金・法テラスのスタッフ弁護士として日本全国に派遣している（多摩パブリック法律事務所は、過疎地である多摩地区の法的アクセス支援を活動目標としているので、都外への派遣はしていない）。いずれも、都市型公設事務所において養成された経験をもとに、公共団体との連携や刑事弁護の実践などを通じて、弁護士過疎地域における地域住民の法的アクセス障害の解消に尽力している。

2 都市型公設事務所は民業圧迫か否か

ところで、弁護士会の支援を受けている都市型公設事務所は一般的の法律事務所の業務を圧迫しているのではないかという意見が存在する。

しかしながら、都市型公設事務所が先駆的に活動しているのは、福祉分野や比較的困難な刑事弁護事件への対応といった、弁護士のより積極的な活動が求められているものの、一般的な事務所では不採算となるような部門が多い。先駆的な試みに積極的に挑戦し、弁護士会にとって有益なものを委員会活動・会報・勉強会・講演会などで惜しみなく会員に還元するのが都市型公設事務所であって、むしろ弁護士業務の広がりに寄与していると言える。

3 課題

(1) 人的支援の活性化の必要

上述のとおり、弁護士の必要性があるにも関わらず不採算事件を中心的に扱っているため、どの都市型公設事務所も経営を維持することが困難である。また、不採算事件を適切且つ迅速に処理する必要があるため、所属弁護士はいずれも多忙であり、その結果、慢性的な人材不足に陥っている。

現在、東京弁護士会は賃料の負担などによる経済的支援及び会長直轄の公設事務所人事PTによる人的供給支援を行っているが、いずれも十分とは言い難い。特に人事PTはさらに活性化する必要がある。

期政会は、かねてより都市型公設事務所の強化を目指しており、そのために、①新人を養成して派遣する体制の構築、②専門部門の設立・維持支援、③実働委員会との連携、④会派との連携、⑤広報の充実を政策目標として掲げてきた。

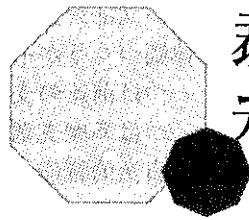
①及び③については、期政会が支援する日比谷ともに法律事務所所属の弁護士が都市型公設事務所に赴任するなど、一定の成果があがった。また、⑤については、上述のとおり、多摩パブリック法律事務所の5周年式典が行われた。

しかしながら、未だ不十分と言わざるを得ず、引き続き上記施策の実現を目指す必要がある。

(2) 制度的な問題の解消

また、所長・副所長候補の中堅以上の弁護士が都市型公設事務所に加入することを妨げる要因として、年金基金問題がある。日本弁護士国民年金基金に加入している弁護士は少なからず存在すると思われるが、弁護士が弁護士法人である都市型公設事務所に加入すると、現行法令上からは、国民年金から厚生年金に切り替える必要がある。そのため、国民年金第1号被保険者の資格を喪失し、弁護士国民年金基金を脱退する必要がある。その後、都市型公設事務所での任期満了に伴い、再び国民年金基金に再加入しても、資格喪失時の型や口数による掛金額を引き継ぐことはできず、再加入後の年金額は、「以前の国民年金基金を中途脱退した時点の年金額」と「再加入時の年金額」を合算することとなり、将来受領し得る年金額が大きく異なる可能性がある。上記問題については、制度的な問題であり、立法的解決を諂ひる必要があるが、それまでの間、何らかの改善策を講じていく必要がある。この問題は、都市型公設事務所赴任の障害のみならず、地方自治体の任期付き公務員となる場合や海外での法整備支援活動に従事する場合にも障害となっており、弁護士の更なる活動領域の拡大のためにも、現状を改善すべきである。

以上



裁判所立川支部の本庁化・ 弁護士会多摩支部の本会化にむけて

1 裁判所立川支部の本庁化

(1) 東京地家裁立川支部は、日本一の巨大支部である。新受事件数は、民事事件が全国10位、刑事事件が8位、家事事件が4位、少年事件が7位となっており（2010年度実績・最高裁事務総局調べ）、他府県の本庁並みの多さである。庁舎の規模も他府県の本庁庁舎並みである。

ところが、立川支部に配属されている裁判官数は29名にすぎない。裁判官一人当たりの手持ち事件数は404件にも達する。本庁の裁判官数が334名で裁判官一人当たりの手持ち事件数が310件である（2009年から2010年の数字を弁護士会が独自調査）のと比較すると、立川支部の裁判官の手持ち事件数の多さは顕著である。さらに、立川支部では、裁判員裁判や労働審判、司法修習生の受け入れも行っているので、立川支部の裁判官の負担は本庁の裁判官より重いと思われる。

このように本庁に匹敵する規模の庁舎を有し、本庁並みの事件数を抱え本庁並みの裁判機能を果たしているにもかかわらず、立川支部には独自の人事権も予算もない。さらに、支部には裁判官会議もなければ、地裁委員会も家裁委員会もなく、多摩地区の司法行政に裁判官や市民の声が反映される場がない。

裁判所が多摩地域の司法サービスの中核としての役割を果たすためには、司法サービスのあり方を自律的に決定しうる裁判所の設置が求められる。すなわち、立川支部を本庁化して、意見や要求を直接東京高裁や最高裁判所に提出できるようにする必要がある。

(2) 弁護士会多摩支部では、2005年6月に「裁判所立川支部の本庁化を求める運動を進める」との決議を挙げ、その後、自治体議会と東京都議会に働きかけてきた。その結果、2009年には多摩地区の30自治体議会と東京都議会において、裁判所立川支部の本庁化を求める意見書が採択されている。

(3) 2011年度には東京三弁護士会で「東京地

方・家庭裁判所立川支部本庁化検討協議会」が発足し、本庁化の必要性が確認された。さらに、2011年9月の関弁連定期大会で立川支部を本庁化すべきであるとの決議がされた。

このように、立川支部の本庁化を求める流れは本格的になってきている。この流れを会内に広め促進する方向で取り組む必要がある。また、上記協議会は、対外的な働きかけもできる組織に衣替えすべきである。

2 弁護士会多摩支部の本会化

(1) 本会化の必要性

立川支部が本庁化すれば、弁護士会多摩支部も法律上当然に本会化するので、本庁化の検討や運動と本会化のそれとは同時並行的に進める必要がある。

2010年に設置要綱を定め、2011年に発足した「東京弁護士会多摩支部本会化検討プロジェクトチーム」（以下、PTという）は、多摩支部を本会化した場合に必要な組織や運営の検討と分析を行った。その結果を意見書「多摩には多摩の弁護士会を！」にまとめて2012年7月に公表し、同年の東弁夏期合同研究では、PTと多摩支部の共催で分科会をもち、同意見書の報告と提言を探査した。

さらにPTは2013年7月に意見書「多摩には多摩の弁護士会を！」（2）を公表して、同年の東弁夏期合同研究分科会で、報告と討論がなされた。

この意見書（2）は、東京弁護士会多摩支部の本会化に向けての課題として「多摩支部会員資格」「会務活動」「評議員会の設置」「事務局体制」「財政基盤・会費」「刑事弁護」「本会化に向けての必要な法改正」等、いくつかのテーマを設定して、実現に向けての短期・中期・長期課題をそれぞれ設定して、それらに対する対応についての提言を行うものである。

しかし、まだ、この提言内容は東弁会員はおろか支部会員内においても、十分に浸透していない。会内に多摩支部本会化へ向けての関

心と議論を広めるために積極的な活用が望まれる。

(2) 多摩支部会員資格の限定の実現

多摩支部発足時より、多摩支部会員は、多摩地域に事務所や住所を有さなくても東弁会員であればだれでも加入できることになっていた（一、二弁も同様）。そのため、2012年8月末現在における支部会員数は1,382名（東弁661名、一弁394名、二弁327名）であるのに対して、多摩地区に事務所を有する会員数は三支部合計395名にとどまるという不正常な状態になっていた。

そこで、多摩支部では、2012年に、臨時総会を開いて支部会員資格の限定に関連した決議を挙げ、支部会員資格の限定を求める要望書を本会に提出していた。

この点に関して、2013年3月13日の東弁臨時総会において、多摩支部会規が改正されて、多摩支部は東京地方裁判所立川支部の管轄区域内に事務所を有する弁護士会員及び弁護士法人会員で請求により名簿に登載された者（強制加入ではない）に限定されることになった（但し現支部会員であるものについては5年間の経過措置有）。

ちなみに、二弁においては、2011年に規則改正がなされ、2012年9月からは、新規入会に限っての措置であるが多摩地域に事務所がある者でなければ多摩支部に加入できなくなっている。

この支部会員資格の限定は、多摩支部本会化のために不可欠の準備行為である。一方で、今後は東京地方裁判所立川支部における公的弁護や多摩地域における法律相談や様々な法的ニーズを、多摩地域に事務所のある弁護士だけで担っていかなければならない義務も生じる。多摩支部会員の一層の自覚が求められる。

(3) 支部機能の充実、強化に向けて

多摩地域において弁護士会が果たすべき司法サービスを向上させ、充実させるためには、弁護士会多摩支部の活動を充実させ、支部たる実質を備えたものとする必要がある。その支部の実質化、充実化の延長線上に、多摩支部本会化がある。

そして、支部の実質化、充実化、ひいては支部本会化を実現するためには、多摩地域における法律事務、弁護士会活動は、基本的に

すべて多摩地域に事務所をもつ支部会員のみで担うことができるという体制づくりが不可欠である。そのためには、一つは前述の支部会員資格限定であり、もう一つは多摩支部の支部としての機能、すなわち自治的権能の拡大と充実である。

支部の自治権能の拡大・充実させるために、本会からの権限の委譲が図られなければならない。自治権能を拡大・充実は、本会化に向けての準備行為であるから、弁護士自治を支える核心的な権限の委譲が検討されなければならない。

一つは財政である。本会が監査するのではなく支部自らが自律的に実質的な監査をおこなう体制をつくることを前提に、予算面で支部の自治・自律を大幅に認めるとともに、予算執行面で支部独自の判断で行える支出の範囲を広げていくことである。最終目標は支部の独自財源の確保と予決算権限の確立である。

もう一つは支部会員に対する指導・監督権限の本会から支部への委譲である。その最終目標は支部独自の懲戒権限の確立である。

本会は、多摩支部と連携を密にし、支部の実質化、充実化、ひいては本会化に向けた多摩支部の動きを積極的に支援すべきである。すなわち、支部本会化に向けた会内合意の形成に努めるとともに、当面は、本会に準じた機能を果たすことができるよう支部の自治的権能を拡大・充実する必要があり、そのために必要な対策を弁護士会は積極的に講じるべきである。

日比谷とともに法律事務所

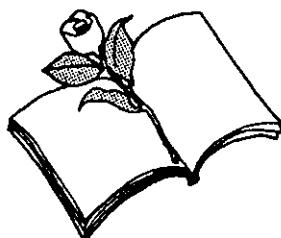
新人弁護士の一本立ちを応援する日比谷とともに法律事務所は4周年を迎える。弁護士の使命を自覚する新人を迎える、これまで62期から66期まで13名が入所した。すでに4名がパブリック事務所等に転出を果たすなど、文字どおり巣立も始まっており、事務所を囲むネットワークともなりつつある。

育成弁護士には、各種弁護団等の事件活動のみならず、期成会や弁護士会の活動への参加を義務付けており、これら活動を通じて在野弁護士の魂を得させている。彼らが口々に、「弁護士になってよかった」「自分たちは恵まれている」との感想を漏らしていることを聞くと、日比谷とともに法律事務所の試みは成功しつつあると実感する。

他方、弁護士業界を取り巻く不況や、国選事件、法律相談の減少などから、事務所の経営が設立当時の想定以上に厳しいことも事実である。もっとも、2013年に、これら状況を憂慮した有志により総合的なサポートのために支援会議が作られ、各種事件の共同受任、弁護団への勧

誘やカンパまで寄せられている。また、若手法曹の教育に共感された元裁判官・公証人が加わった。日々、育成弁護士と机を並べて、個々の事案に対するアドバイスや研修に協力が得られ、執務環境は充実しおり、さらなる発展の可能性も生まれている。

日比谷とともに法律事務所の目的は、就職問題の過酷さから弁護士の世界に失望したり、OJTの機会に恵まれない新人弁護士を減らすことにあるが、この実践にも影響されたのか、執務スペースの提供にとどまらない新しい業務支援の形態が拡っている。新人弁護士たちに多様な選択肢や夢を実現する場を提供できることに期待したい。



日比谷とともに法律事務所
運営委員会 委員長 並木政一

東京弁護士会期成会

代表幹事	橋本佳子
代表幹事代行	芹澤眞澄
事務局長	白井剣
事務局次長	市川和明, 三澤麻衣子, 竹内奏子, 五十嵐佳子, 中村かずは, 久保田明人
政策本部長	栗原周成
政策本部副本部長	黒岩哲彦
政策本部事務局長	増岡研介

執筆担当者一覧（50音順）

石田武臣, 大森秀昭, 栗原周成, 斎藤義房, 貞弘貴史, 鹿野真美, 柴垣明彦, 田中敏夫,
中村忠史, 並木政一, 西田穰, 橋本佳子, 原和良, 堀敏明, 村中貴之, 森田太三, 山本英司

発 行 日：2014年1月23日

発 行 所：東京弁護士会期成会

発行責任者：代表幹事 橋本佳子／政策本部長 栗原周成

所 在 地：〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル4階
日比谷シティ法律事務所内

電 話：03-3580-6103

F A X：03-3580-6104

メ ー ル：kiseikai@ac.auone-ne.jp

ホームページ：<http://www.kiseikai.jp>

印 刷 所：株式会社きかんし printed in Japan

©2014 東京弁護士会期成会 許可なく転載することを禁ず

